

注意指導無効確認の訴えの利益

本号掲載のA社事件は、耐火煉瓦製造機械の設計、製作、販売等を主たる事業内容とするA社と社内組合・上部団体・組合員らとの間の2つの事件が併合された事件であり、各請求の概要は、次のとおりである。

(A社が原告の事件)

請求①：A社社屋へのオルグの不法侵入等を理由とした損害賠償請求

請求②：A社敷地内に違法に組合旗を設置したことを理由とする損害賠償請求

(A社が被告の事件)

請求③：A社による注意指導の無効確認請求

請求④：注意指導に関する損害賠償請求

本判決は、請求①に関し、上部団体のオルグが社屋に立ち入る権原があったとは認められず、手段の不当性も否めないとしつつ、懲戒処分撤回要求によって長時間にわたって大きな混乱が続いたということは困難であるとして、A社の施設管理権を違法に侵害したとまでいうことはできないし、仮に違法であったとしても損害が発生したと認めることも困難であると結論付けた。

請求②については、長期にわたってA社敷地の正門の両側に10本以上の組合旗を設置することにより、A社の信用を毀損したことは明らかであり、A社は本数が10本となる前に2回にわたって組合旗の撤去を要求していたことなどに鑑みると、A社が組合旗の設置を許さなかったことが権利の濫用であるなどと認めることはできず、組合旗の設置は違法であって、社内組合・上部団体・組合員らは共同不法行為責任を負うとした。認められた損害額は、信用毀損による無形損害150万円と弁護士費用相当額30万円(先行する仮処分の費用を含む)である。

請求③④については、A社による注意指導がA社の就業規則において特に懲戒処分として定められたものではないとしても、これを受けた従業員に対して一定の不利益を与え、または、不利益を与え得ると認識させるだけの十分な内容を備えているとして、注意指導の無効を確認

する旨の訴えの利益を認めた。もっとも、本件注意指導で問題視されていた組合員らの発言は、態様として不適切であったといえるうえ、本件注意指導が前提とする事実関係およびその評価の中核的な部分について誤認があったとは認めることもできないとして、本件注意指導が無効であったとも違法な不法行為であったとも認めることはできないと結論付けた。

本判決は、請求①に関し、A社の施設管理権を違法に侵害したとまでいうことはできないと結論付けているが、本判決が認定した事実関係からすれば、施設管理権侵害それ自体はあったように見える。にもかかわらず、違法な施設管理権侵害がなかったというのであれば、それが違法ではない理由等についてより丁寧に論じる必要があったのではないか。また、請求②では、A社が損害の内容として主張した信用毀損が強調されているが、A社が主張する権利侵害の内容は施設管理権侵害なのであるから、A社の「施設管理権」を侵害する違法行為があったことを結論部分で明記すべきだったように思われる。

請求③では、本件注意指導が、「これを受けた従業員に対して一定の不利益を与え、または、不利益を与え得ると認識させるだけの十分な内容を備えている」ことがどうして、「本件注意指導の無効を確認する旨の訴えの利益を認めることが相当」との結論につながるのかが論じられていない。本件注意指導は過去の行為なのであるから、確認の利益があるというためには、本件注意指導の効力の確認が、かえって現在の権利関係をめぐる紛争の解決にとって適切である場合である必要がある(伊藤眞『民事訴訟法(第8版)』194頁、東日本旅客鉄道(高崎西部分会)事件最一小判平8.3.28労判696.14、東京高判平4.2.10労判644.73等参照)。注意指導無効確認の訴えの利益を検討するに当たっては、現在の紛争解決に適しているかという観点から慎重な検討が必要であるように思われる。

(弁護士・藤田 進太郎)